

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

事例3

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(□□に「30」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)
- ② 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

収入金額等 所得金額

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等」の「④雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、「所得金額」の「⑦雑」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、63ページの「2 公的年金等の雑所得の金額の計算表」で求めることができます。

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

申告書B第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 C市△△町3-16-4

氏名 金沢 二郎

性別 男

職業 無職

屋号・雅号

世帯主の氏名 金沢二郎

世帯主との続柄 本人

生年月日 3/25/09

電話番号 〇〇〇-△△△-〇〇〇〇

収入金額等

所得金額

④雑(公的年金等) 2499600

⑦雑 1299600

⑨合計 1299600

⑫社会保険料控除 34500

⑮基礎控除 380000

⑯合計 794500

⑰所得から差し引かれる金額

⑲合計 794500

⑳合計 794500

㉑合計 794500

㉒合計 794500

㉓合計 794500

㉔合計 794500

㉕合計 794500

㉖合計 794500

㉗合計 794500

㉘合計 794500

㉙合計 794500

㉚合計 794500

㉛合計 794500

㉜合計 794500

㉝合計 794500

㉞合計 794500

㉟合計 794500

㊱合計 794500

㊲合計 794500

㊳合計 794500

㊴合計 794500

㊵合計 794500

㊶合計 794500

㊷合計 794500

㊸合計 794500

㊹合計 794500

㊺合計 794500

㊻合計 794500

㊼合計 794500

㊽合計 794500

㊾合計 794500

㊿合計 794500

第三表⑨欄へ(23ページ)

第三表⑫欄へ(23ページ)

第三表⑮欄へ(23ページ)

第三表⑱欄へ(23ページ)

第三表㉑欄へ(23ページ)

第三表㉒欄へ(23ページ)

第三表㉓欄へ(23ページ)

第三表㉔欄へ(23ページ)

第三表㉕欄へ(23ページ)

第三表㉖欄へ(23ページ)

第三表㉗欄へ(23ページ)

第三表㉘欄へ(23ページ)

第三表㉙欄へ(23ページ)

第三表㉚欄へ(23ページ)

第三表㉛欄へ(23ページ)

第三表㉜欄へ(23ページ)

第三表㉝欄へ(23ページ)

第三表㉞欄へ(23ページ)

第三表㉟欄へ(23ページ)

第三表㊱欄へ(23ページ)

第三表㊲欄へ(23ページ)

第三表㊳欄へ(23ページ)

第三表㊴欄へ(23ページ)

第三表㊵欄へ(23ページ)

第三表㊶欄へ(23ページ)

第三表㊷欄へ(23ページ)

第三表㊸欄へ(23ページ)

第三表㊹欄へ(23ページ)

第三表㊺欄へ(23ページ)

第三表㊻欄へ(23ページ)

第三表㊼欄へ(23ページ)

第三表㊽欄へ(23ページ)

第三表㊾欄へ(23ページ)

第三表㊿欄へ(23ページ)

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の6ページも併せてご覧ください。

事例3

申告書B第二表

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 C市△△町3-16-4

氏名 金沢 二郎

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑫社会保険料控除 34,500

⑮基礎控除 380,000

⑯合計 414,500

⑰所得から差し引かれる金額

⑲合計 414,500

⑳合計 414,500

㉑合計 414,500

㉒合計 414,500

㉓合計 414,500

㉔合計 414,500

㉕合計 414,500

㉖合計 414,500

㉗合計 414,500

㉘合計 414,500

㉙合計 414,500

㉚合計 414,500

㉛合計 414,500

㉜合計 414,500

㉝合計 414,500

㉞合計 414,500

㉟合計 414,500

㊱合計 414,500

㊲合計 414,500

㊳合計 414,500

㊴合計 414,500

㊵合計 414,500

㊶合計 414,500

㊷合計 414,500

㊸合計 414,500

㊹合計 414,500

㊺合計 414,500

㊻合計 414,500

㊼合計 414,500

㊽合計 414,500

㊾合計 414,500

㊿合計 414,500

第一表⑫欄へ(20ページ)

第一表⑭欄へ(23ページ)

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

- 所得から差し引かれる金額に関する事項
- あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑫ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金(これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑫社会保険料控除」の社会保険の種類欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額」⑨「合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額(申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(9ページ参照)。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の13ページから21ページで計算できます。

